

2021年8月25日

各位

株式会社 三十三銀行

日本赤十字社三重県支部との「遺言を活用した遺贈に関する協定」締結について

株式会社三十三銀行(頭取 渡辺 三憲)は、日本赤十字社三重県支部(支部長 鈴木 英敬)と「遺言を活用した遺贈(※)に関する協定」を締結し、日本赤十字社三重県支部へ遺贈を希望される方に対する個別相談業務を開始しましたので、下記の通りお知らせします。

(※)遺贈とは、遺言により財産の一部または全部を、特定の個人または団体に贈与する行為のことをいいます。

記

1. 目的

本協定は、日本赤十字社三重県支部への遺贈を希望するお客さまに対し、当行がその遺志に沿った寄付の実現をサポートすることで、寄付に託したお客さまの遺志が円滑に実現される体制を構築することを目的としています。

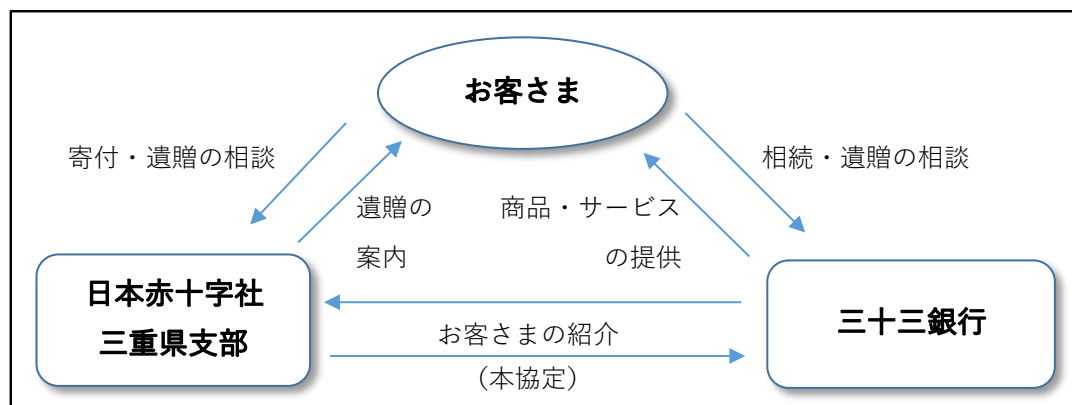
2. 内容

- (1) 当行は、遺贈のニーズがあるお客さまの寄付先として、日本赤十字社三重県支部を紹介します。
- (2) 当行は、日本赤十字社三重県支部からの紹介に基づき、遺言を活用した遺贈に関する相談に無料で応じ、お客さまの意向にあった商品・サービスを提供します。

3. 締結日

2021年8月25日(水)

【協定のイメージ図】



以上

[お問い合わせ先]

担当	営業企画部	松山・脇内	059-354-7120
----	-------	-------	--------------